

# インフラシェアリング推進協議会規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、「インフラシェアリング推進協議会」と称する。英語名称は「Infrastructure Sharing Association」とする。

### 第2条（定義）

この規約の用語は、次の定義による。

1. 「シェアリング事業者」とは、鉄塔等及び電気通信設備を自ら保有又は管理し、当該設備を複数の電気通信事業者に対し当該設備の共用サービスを提供する「シェアリング事業」を営む電気通信事業者である法人、又はこれに準ずる事業を行う法人をいう。
2. 「会員」とは、幹事会員・正会員をいう。

### 第3条（目的）

本会は、インフラシェアリングを推進させることで、モバイルインフラの通信環境を改善し、ユーザーの利便性向上に寄与することを目的とする。また、重複投資を抑制する効率的なインフラ整備主体としての社会的地位を確立し、持続的なデジタル社会の実現に資することを目指す。

### 第4条（設立趣旨）

インフラシェアリング市場は、多様な事業背景を持つ事業者の参入により、各社が特色を生かしたサービスを提供することで漸次拡大し、認知度も向上している。しかしながら、国内の事業規模は未だ限定的であり、将来を見据えた場合には市場が抱える課題も少なくない。

そこで本団体は、シェアリング事業者間の共通理解を醸成するとともに、事業環境における課題を抽出・解決し、業界全体のプレゼンス向上に資する活動を推進する。同時に、シェアリング事業者がモバイルインフラ整備を担う不可欠な存在であることを社会に広く訴求し、その地位を確立することを目

指す。

現在、通信業界は基地局ベンダーや端末メーカーを含めグローバルな競争環境にある。本団体を通じ、国内の携帯インフラ整備においても従来の個別整備から一歩進み、健全な競争環境の実現を通じ、インフラシェアリング事業者が整備の一端を担う効率的な投資への「シフトチェンジ」を実現する。

これらの取組を通じて、ステークホルダーである携帯電話事業者・施設管理事業者との互恵的関係構築のもと、施設内、地下空間など高密度な領域における効率的なエリア化を推進し、デジタルディバイドを解消することで、全てのユーザーが恩恵を享受できる「つながりやすく、ストレスのない」通信環境の実現に寄与する。

以上の目的を達成するため、シェアリング事業者、行政、有識者が連携する「インフラシェアリング推進協議会」を設立する。

## 第5条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. シェアリング市場の拡大に向けた技術的・政策的調査、検討及び発表。
2. 屋内整備の円滑化に向けたガイドラインの策定及び行政への提言。
3. インフラシェアリングの社会的認知度向上のための情報発信及び広報活動。
4. 行政機関、学術機関及び国内外の関連団体との連携。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

## 第2章 会員

### 第6条（会員の種類）

本会の会員は、次のとおりとする。

1. 幹事会員：本会の運営に関する十分な知識・経験を有する正会員の中から、幹事会の決議により選任するものとし、原則として継続して3年以上会員資格を有する者を候補とする（本会設立時は除く）。なお、幹事会員は本会を代表する

2. 正会員　：シェアリング事業者であり、本規約の定めに基づき本会への入会を承認されたもの
3. 本会の趣旨に賛同し、本会の活動を支援する法人を会員とする「賛助会員」を必要に応じて設けることができる。

## 第7条（会員の権利）

会員は、総会に出席し議決権を行使することができる。

## 第8条（入会）

本会の会員になろうとする者は、幹事会が別に定めるところにより幹事会に申し込み、その承認を得なければならない。

## 第9条（退会）

会員は、書面又は電磁的方法により、退会を希望する期日の1か月以上前までに幹事会に退会届を提出することで、任意に退会することができる。但し、退会前に納めた会費などの返金を行わない。

## 第10条（会費）

会員は年会費20万円を納入しなければならない。

## 第11条（会員資格の喪失・除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届が提出されたとき。
2. 会員が死亡、法人にあたっては解散したとき。
3. 幹事会により除名されたとき。
4. 本規約に違反する行為を行ったとき。

## 第12条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合、幹事会は当該会員を除名することができる。

1. 本会の目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合

2. 虚偽情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらす行為をしたと認められる場合
3. 本会が定める規則等に違反した場合
4. 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合
5. 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態になったとき。
6. 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
7. 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
8. 合併、会社分割、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
9. 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。
10. その他財産状況が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があると幹事会が判断したとき。

## 第3章 役員及び組織

### 第13条（役員・係）

本会は、権利能力なき社団として運営され、に次の役員・係を置く。なお、代理を置くことを妨げない。各役員・係については、無報酬とする。

1. 幹事役員：幹事会員より各社1名（幹事会を構成し、会務を執行する）
2. 進行係：1名（幹事会が選任する。総会の進行及び本規約又は会計運用細則に定める職務を執行する。対外的に代表者を必要とする事務手続きにおいては、協議会の代表としてそれを担う）
3. 監査係：1名（幹事会が選任する。会計年度毎に決算書類を監査する）
4. 渉外係：1名（幹事会が選任する。本会の関係者との調整を図る）

### 第14条（役員・係の任期）

役員・係の任期は1年とする。ただし、再任及び重任を妨げない。

## 第 15 条（総会）

総会は、会員をもって構成し、総会においては、本会の運営に関する重要事項を議決する。定期総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に毎年 1 回開催し、幹事会が必要と認めた時に臨時総会を開催する。

### 1. 招集者及び議長

総会は、幹事役員が招集し、進行係が議長の任に就く。

### 2. 招集通知

総会の招集は、総会日の 3 日前までに、各会員に対し、開催通知（口頭、書面または電磁的方法いずれも可）を発する方法により通知する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### 3. 付議事項

総会に付議を要する事項は、別表 1 に定めるところによる。

### 4. 決議方法

総会の議事は、会員の過半数が出席し（電話会議、ビデオ会議その他幹事役員が合意する合理的な方法による出席を含む）、その出席会員の過半数で議決する。総会の議事録は、開催の都度これを役員・係が作成し、本会の事務局で管理する。

## 第 16 条（幹事会）

幹事会に関する事項は、次の定めるところによる。

### 1. 開催

① 幹事会は、原則として四半期に 1 回開催する。

② 前項のほか、必要があるときは、臨時幹事会を開催する。

### 2. 招集者及び議長

幹事会は、進行係が招集し、議長の任に就く。

### 3. 招集通知

幹事会の招集は、幹事会日の 3 日前までに、各会員に対し、開催通知（口頭、書面又は電磁的方法いずれも可）を発する方法により通知する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

#### 4. 付議事項

幹事会に付議を要する事項は、別表2に定めるところによる。

#### 5. 決議方法

幹事会の議事は、幹事役員の過半数が出席し（電話会議、ビデオ会議その他幹事役員が合意する合理的な方法による出席を含む。）、その出席役員の多数決で議決する。幹事会の議事録は、開催の都度これを役員・係が作成し、本会の事務局で保管する。

## 第4章 委員会

### 第17条（委員会の設置）

1. 本会の活動運営上必要があるときは、幹事会の決議により委員会を置くことができる。
2. 委員会の議事録は、開催の都度これを事務局が作成し、本会の事務局で保管する。
3. 委員会には、幹事会が選任する委員長を置くことができる。
4. 委員長は、委員会の活動推進に必要と判断したときは、ワーキンググループを設置することができる。

## 第5章 守秘義務、知的財産及び損害賠償

### 第18条（守秘義務）

会員は、本会の活動を通じて開示された資料等のうち、開示者が機密と指定したものについて、開示者の事前の書面の承諾なく、会員以外の第三者への開示及び本会の活動目的以外への使用をしてはならない。この義務は、会員資格喪失後も継続するものとする。

### 第19条（著作権）

1. 会員が個別に作成し本会に提出した資料の著作権は、当該会員に帰属する。また、会員が共同で作成した資料、または本会の資産をもって作成した成果物の著作権は、原則として正会員の共有とする。
2. 前項にかかわらず、正会員は、本会の活動に必要な範囲において、別途幹事会が定める場合を除き、前項に定める著作物を著作権者の許諾

を不要として無償で利用することができる。本利用について、著作物の著作権者は著作権人格権を行使しないものとする。当該著作物に第三者の著作物が含まれる場合、前項に定める著作物の作成者は、本会を構成する正会員による使用に支障が出ないように必要な措置を合理的な範囲でとるものとする。

#### **第 20 条 （損害賠償）**

会員がその活動に関し、当該会員の責めに帰すべき事由により、他の会員又は第三者に損害を与えた場合には、当該会員がこれを負担するものとする。

### **第 6 章 会計**

#### **第 21 条 （会計年度）**

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### **第 22 条 （会計処理）**

会計の処理に関し必要な事項は、別に会計細則で定める。

### **第 7 章 補則**

#### **第 23 条 （本規約の改定）**

本規約の改定は、総会の決議をもって行う。

#### **第 24 条 （合意管轄）**

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 25 条 （委任）**

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

## 附則

この規約は、2026 年 7 月 23 日から施行する。 また、設立当初の会計年度は、第 21 条の定めに拠らず、設立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする

# 別表 1

## 総会付議事項

### 1. 決議事項

- ① 本規約の改定
- ② 活動計画及び活動報告の承認
- ③ 収支予算及び決算の承認
- ④ 会員の種類及び権利の改定
- ⑤ 会費の決定・改定
- ⑥ 本会の解散
- ⑦ 重要な資産の処分
- ⑧ その他、本会の運営に関する極めて重要な事項

## 別表 2

### 幹事会付議事項

#### 1. 決議事項

- ① 総会に提出又は報告する議案の決定
- ② 進行係・監査係・渉外係の選任及び解任
- ③ 幹事会員の運営負担金の拠出
- ④ 新規会員の入会承認
- ⑤ 幹事会員の選出
- ⑥ 賛助会員の設定・入会承認
- ⑦ 委員会の設置及び廃止、並びに委員長の選任及び解任
- ⑧ 会員の除名
- ⑨ 本規約の施行に必要な細則、指針等の制定、改定及び廃止
- ⑩ 官公庁を含む本会以外の者に対する申請・届出書・意見書の提出
- ⑪ 日常の業務執行に係る個別の支出及び予算の管理
- ⑫ 事務局の指定
- ⑬ その他、総会の議決を要しない本会の運営に関する重要事項